○農林水産省告示第七百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県那須烏山市興野字細窪二〇七七、二〇七九、二二四一、字水無日向二〇八二、二〇八三の一、二〇八四の一、二〇八五の一、二〇八六、二〇八八の一、二〇八九の一、二〇九一の一、字水無二〇五五の一、二〇七二、二〇七四の一、二〇七六、字栃久保二〇九五の一、二〇九六、二一〇〇、二一〇一、字平操二一〇四、二一〇五、二一〇八、二一一一、字黒下二一一五の一、二一一五の六から二一一五の八まで、二一一五の一〇から二一一五の一二まで、二一一五の一四、二一一五の一五、字坂ノ脇二一一七の一から二一一七の四まで、二一一八の一、二一一八の三、二一一八の四、二一一八の六から二一一八の八まで、二一一八の一〇から二一一八の一二まで、二一一八の一五、二一一八の一六、二一一八の一八、二一一八の一九、字馬入須二一二二から二一二三まで、二一二五、二一三〇の一、二一三〇の二、二一三一、二一三二、字笹峯二一三三の一、二一三三の二、二一三四の一、二一三四の二、二一三五の一、二一三五の二、二一三六の一、二一三六の二、二一三九の一、二一四〇の一、二一四〇の二、二一四一の二から二一四一の四まで、二一四一の八、二一四一の一一、字大畑二一四二の一、二一四二の四、二一四二の六、二一四三の一から二一四三の三まで、二一四四、字サイカチ沢二一四五、二一四六、二一四七の一、二一四七の二、二一四七の五から二一四七の七まで、字宝木窪二一四八、字古酒沢二一五〇、二一五一、二一五五、字船松沢二一五九、二一六一から二一六三まで、二一六八、二一七四、二一七七、二一八六、二一九〇、二一九一の一、二一九二の一、二一九三の一、字養荷沢二一九四の一、二一九五、二一九七、二一九八、二二〇〇、二二〇一、二二〇二の一、二二〇三の一、字水無北向二二〇四の一、二二〇六の一、字草伏沢二二〇八、二二〇九の一、二二一〇の一、字小六作二二一一、二二一二、二二一七、二二一八、字一ノ作北向二二二〇から二二二二まで、字一ノ作北向二二二四、二二二六、字川久作二二二九、二二三三、二二三六、二二三七、字湯前山二二三九、二二四〇の二、二二四〇の三、字手水場二二四二、二二四五、字中丸北二二四七、二二四九、二二五〇、二二五三、字平軍里二三〇七、字北蛭作二三〇八、字高松葉二三〇九、字尾ソバ二三一〇の一、二三一〇の三、二三一〇の四、字三沢二三一一の一、二三一一の三、二三一一の四、二三一一の六、字彦七ガノ二三一二の一から二三一二の三まで、二三一二の五、字姥ケ沢二三一五、字幕焼沢二三一七の一、二三一七の四、二三一七の五、二三一七の七、二三一七の九から二三一七の一二まで、二三一七の一四、字後久保二三一九の四、二三一九の六から二三一九の八まで、字山王山二三二〇の一、字外前沢二三二三の一、二三二三の三、二三二三の五から二三二三の七まで、二三二三の九、字ヒジ曲二三二四の一、二三二四の五から二三二四の八まで、字松ケ峯二三二五の一から二三二五の三まで、二三二五の五から二三二五の七まで、字坂向二三二六の一、二三二六の二、字柳ケ沢二三二七の一、二三二七の四、二三二七の五、二三二七の一四、二三三七の一五、二三三七の一八、二三三七の一九、二三三七の二二から二三三七の二四まで、字姥ケフトコロ二三三九の三、字深作二三三〇の三、二三三〇の六、二三三〇の一一、二三三〇の一三、二三三〇の二〇、字北堀二三三二、二三三四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百八十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年六月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

勝坂一

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県防府市大字高井

字持越　一一六番四二七　一号

一一六番四一四　二号

一一六番一二四　三号

一一六番八五　四号

一一六番四八一　五号

二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

笠松渓流

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県萩市大字須佐

字中津　四四二七番一　一号及び七号

字笠松　三三二番七　二号

三三三番一　三号から六号まで

三　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西市一区北川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県下関市豊田町大字矢田

字今熊　一四一番一　一号、二号、八号及び九号

字横の田　一八四番　三号

一八八番　四号

一八二番　六号

一八一番　七号

字七久ケ浴　九二番　五号

四　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

長谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の長谷川の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域及び標柱三号と四号を結んだ線から標柱五号と六号を結んだ線までの区間の長谷川の中心線から左岸十メートル右岸七メートルまでの土地の区域

山口県宇部市大字西吉部

字迫ノ浴　三四一二番一　一号

字木和田上　三四五五番二　二号

字広畠　二九四四番四　三号

字下中曽　二四一七番四　四号

字樋ノ口　二五二九番一　五号及び六号

○国土交通省告示第六百八十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十六年六月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

平成五年建設省告示第千六百五十号で指定した同号十五に掲げる長谷川の土地の区域

○海上保安庁告示第七十三号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十六年六月十二日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

㈠　北緯三八度五三分一七秒東経一四三度二一分四四秒の地点を中心とする半径一・五海里の円によって囲まれる区域内

㈡　北緯三八度三八分一一秒東経一四三度一五分四八秒の地点を中心とする半径一・四海里の円によって囲まれる区域内

㈢　北緯三八度〇四分五六秒東経一四二度五四分五八秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

㈣　北緯三八度〇九分〇三秒東経一四二度二六分の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内